

救急法・救命技能研修会

令和7年2月28日

一般社団法人 大阪府警備業協会

研修会の項目

第1 全体研修

- 1 事前説明(研修会の目的、進め方)
- 2 万博会場内・会場外での傷病者の対応(万博協会のマニュアル)
- 3 応急手当(ファーストエイド)の方法
- 4 応急手当(心肺蘇生とAED)の実技の展示と説明

第2 救命技能実技研修 ～ 各班に分かれての実技研修

第3 全体研修 ～ 補足説明等

2

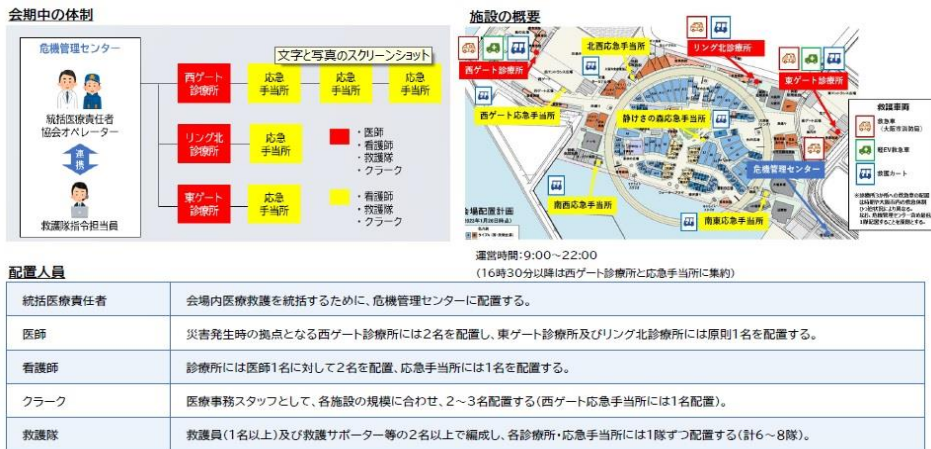
- 本日の研修会の項目ですが、記載の内容を予定しています。
- それでは、さっそくですが1つ目の「事前説明」に入ります。
- まず、研修会の目的ですが、“幅広く万博に関係する警備業務“に従事する警備員の皆さんに、簡単な応急手当などの救急法と心肺蘇生・AEDの使用方法を習得していただくことを目的としています。“幅広く”というのは、万博協会と契約する警備業務から、鉄道をはじめとする交通アクセス関係、ホテル等の宿泊関係等万博のために大阪に来られた方に接する警備業務と考えています。
- したがって、本日の研修会の基本は、通常時に警備員の方が遭遇する傷病者に対する応急措置要領の研修ですが、その中で万博会場内外の警備業務で対応マニュアルが決められているところについては個別に説明していきます。
- なお、万博協会からも万博警備の事前研修項目として推奨されています。

- 次に、本日の研修会の進め方を説明します。
 - ・ 第1の全体研修では、私の方から「1の事前説明」と「2の万博会場内・会場外での傷病者の対応」を説明し、続いて、西講師が「3 応急手当(ファーストエイド)の方法」を簡単に説明し、次に「4の心肺蘇生とAED」で実技の展示と説明を行います。
 - ・ 次に第2の技能実技研修に入りますが、本日の受付時にお渡ししました班分けカードの班に分かれて受けていただきます。概ね10人くらいを1つの班としています。各班では全ての人に心肺蘇生とAEDを使って経験していただくこととしています。
 - ・ 各班ごとの実技研修が終われば、再度集まってください、第3の全体研修で補足説明や連絡事項を行って、終了になります。

2 万博会場内・会場外での傷病者の対応

(1) 万博会場内の措置要領

ア 万博会場内の医療救護体制



2025年日本国際博覧会協会 医療救護対策実施計画の概要から引用

- それでは、2つ目の項目の「万博会場内・会場外での傷病者の対応」について説明します。
- それではまず初めに、万博会場内の医療救護体制を説明します。
なお、このページからAEDの配置図までの3ページは、万博協会の「医療救護対策実施計画の概要」から引用しています。
- 万博会場内には3つの診療所と5つの応急手当所が設置されます。
診療所は図の赤色で示されたところで医師が配置されます。応急手当所は黄色で示されたところで、看護師が配置されます。
なお、注意が必要なのは、開所している時間で、リング北と東ゲートの診療所は16時30分までとなっており、その他の西ゲート診療所と全ての応急手当所は22時までとなっています。

イ 救護隊

来場者の安全と安心の確保及び、会場内での心肺停止事案等、一刻を争う事態に迅速に対応することを目的として、各医療救護施設に救護隊を配置する。

編成と役割

救護隊指令担当員 (1名) @危機管理センター	統括医療責任者および協会オペレーターと連携し、救護隊に出動指令を行う。	
救護隊 @医療救護施設 (常時6~8隊)	救護員 (1名)	看護師又は救急救命士資格を有し、会場内傷病者の救護を行う。
	救護サポーター (1名)	車両の運転等、救護員をサポートする。
	ボランティア等 (+α)	多客日等の体制強化として活動する。

活動ケース



- ① 危機管理センターから出動指示を受け、北西応急手当所より出動。現場到着後、救護活動を開始。
- ② 西ゲート診療所へ搬送。
- ③ 医師の診察後、必要があれば、場外医療機関（万博協力病院等）へ救急隊により搬送。

※ 緊急度・重症度が高い傷病者の対応の際は、統括医療責任者の指示のもと医師が同乗して現場に向かう場合あり（医師現場対応用の携行資器材を準備する）。

携行資器材



搬送手段



2025年日本国際博覧会協会 医療救護対策実施計画の概要から引用

○ 次は、救護隊です。

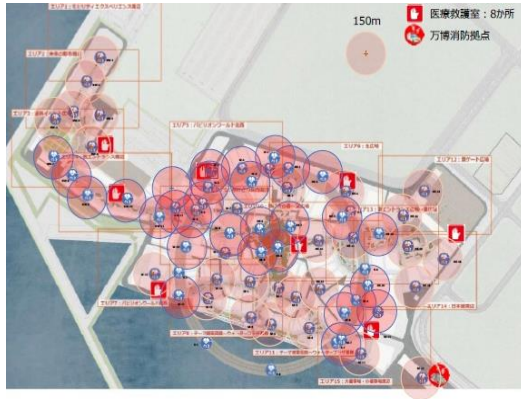
会場内で活動する“いわゆる救急車”で、傷病者の現場に駆け付け搬送したりします。

EVの小型救急車や医療用救護カート、電動ストレッチャー、車いすが配置されています。

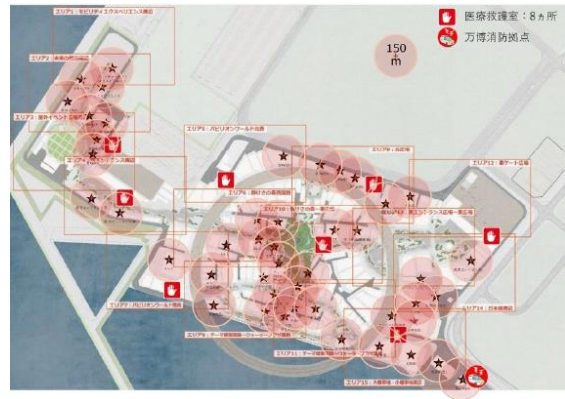
この救護隊は、3つの診療所と5つの救護所に配置されます。

ウ 会場内AEDの配置

屋外AED配置図



屋内AED配置図



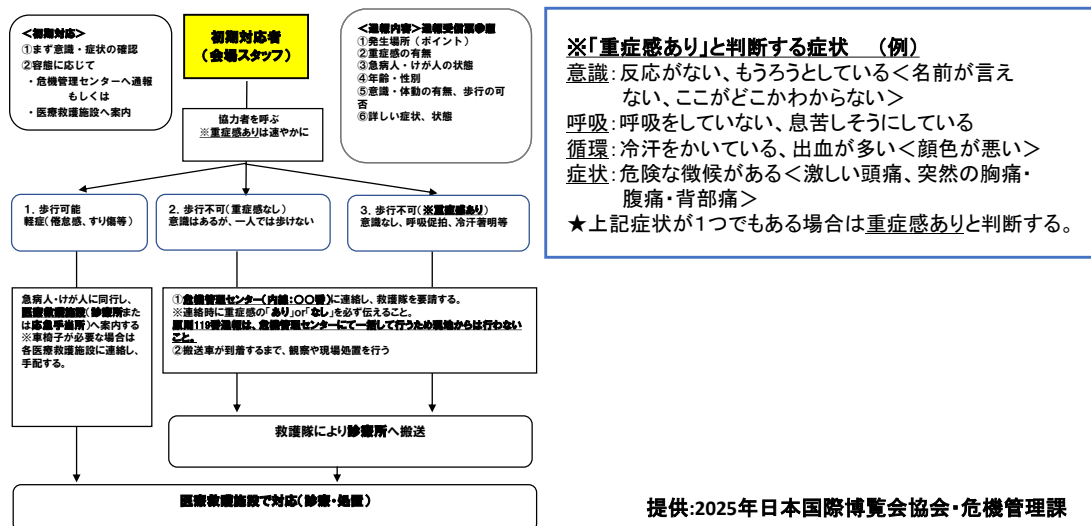
2025年日本国際博覧会協会 医療救護対策実施計画の概要から引用

5

○ 次は、会場内のAEDの配置状況です。

- ・ 図は、ちょっと見にくいものですが、左の図は会場の屋外に配置されるAEDで合計76台あります。1台の活用範囲を150mと想定し配置され、図のまるは150mの範囲です。
- ・ 右の図は、人が多く集まる催事施設を中心とした屋内に配置されるAEDで74台配置されます。
- ・ 具体的な配置場所は、万博協会から示されます。

エ 傷病者発見時の応急救護対応



6

- それでは、会場の中で傷病者を発見した際の応急救護対応要領の説明です。
- この図は、警備員を含む会場スタッフが会場内で傷病者を発見した時の対応マニュアルのフローチャート図です。
 万博協会の危機管理課から提供されています。
- まず左側の図をご覧ください。
 - ・ 図には載っていませんが、傷病者を発見した時点で、まず無線等で報告します。
 - ・ 次に、左上の「初動対応」ですが、おおきな流れは“意識・症状を確認し”容態に応じて、危機管理センターへ通報若しくは医療救護施設に案内”するということになります。
 - ・ チャートの真ん中を見ていただくと、
 - ・ 傷病者の症状・状況により他の警備員などの協力者を呼びます。
 - ・ 傷病者が“軽症で歩行可能の場合”は医療救護施設に案内します。
 - ・ 歩行不可の場合は、危機管理センターに連絡し、救護隊を要請します。
 - ・ そして、救護隊が来て、観察や現場措置(心肺蘇生等)を行います。
 - ・ なお、図には“重傷感あり、なし”との記載がありますが、その判断基準の例は右側のカッコ内に示されています。
- このように会場内では、傷病者の症状により救護施設対応となるということです。

(2) 万博会場外での措置要領(交通局管理) ア 万博会場外の管理施設マップ

夢洲第1、第2、障がい者用駐車場、桜島駅シャトルバスターミナル・舞洲万博P&R駐車場



堺万博P&R駐車場



尼崎万博P&R駐車場



提供:2025年日本国際博覧会協会・交通部

7

- 次に、措置要領の大きな2つ目となる万博会場外での措置要領を説明します。
- 対象となるのは、画面の「万博会場外の管理施設マップ」にあるところです。
- 左側の図は、夢洲にある夢洲第1、第2ターミナル、障がい者駐車場、舞洲の万博P&R駐車場、そしてJR桜島駅のところに作られた桜島交通ターミナルにある管理施設の配置図です。
- 右側の上下の図は、上は尼崎万博P&R駐車場、下は堺万博P&R駐車場です。
- これらの施設の内外にはAEDが配備されています。
- AED配置場所の詳細は、万博協会の資料で確認してください。
- 注意事項として、図の④と⑤の東西の夢洲浮棧橋は、警備員の配置はありませんが、AEDの配備はありません。
- 次のページから措置要領の説明になりますが、夢洲島内での対応とそれ以外の場所での対応に違いがあるので、よく確認しておいてください。

イ 万博会場外施設での応急救護対応(交通局管理)

1 応急救護の体制等について

- ① 対応場所：各管理棟（13か所）※夢洲第1、第2交通ターミナル、夢洲障がい者用駐車場、桜島駅シャトルバスターミナル、各P&R駐車場等
対応者：各管理棟毎 スタッフ1名、警備員2名 ※ 各施設配置の警備員についても初動対応は可能：協会応急手当講習実施済み
- ② 傷病者発生時の通報体制について
 - 自立歩行可能・歩行不可（重症感のない者）
本人・関係者への意思により、休憩所に行くもしくは帰宅する。夢洲内は希望すれば診療所への案内も可能。
 - 休憩所に案内した場合（各P&R駐車場管理棟を除く）
休憩所へ案内した際は、診療所での受診の有無を確認する。受診を希望した場合は、危機管理センターの医療オペレーターに直電し、容態の確認を行う。
 - 意識がない、重症感のある場合や判断に悩むようであれば⇒現地交通警備隊から直接119番通報する。
- ③ 会場外施設（交通局管理施設）で傷病者発生した際の連絡体制について
 - それ以外についても、医療救護にかかる相談のできる、危機管理センターの医療オペレーターとの連絡体制を構築する。
ただし、交通に関する情報のやりとりは来場者輸送情報センターと行う。（通常の指揮命令系統に従う。）

2 火災発見時の対応について

各施設、現地交通警備隊から119番通報を行うとともに、警備員により初期対応と避難誘導を行う。

提供:2025年日本国際博覧会協会・交通部

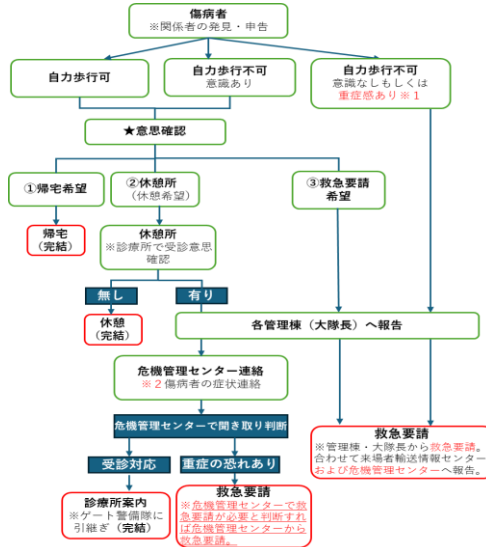
8

- ここに書かれてあるのは、基本的な対応要領です。
- ②の「傷病者発生時の通報体制について」をご覧ください。

読み上げますと

- 自立歩行可能・歩行不可（重症感のない者）
本人・関係者への意思により、休憩所に行くもしくは帰宅する。夢洲内は希望すれば診療所への案内も可能。
- 休憩所に案内した場合（各P&R駐車場管理棟を除く～夢洲島内だけ適用）
休憩所へ案内した際は、診療所での受診の有無を確認する。受診を希望した場合は、危機管理センターの医療オペレーターに直接電話し、容態の確認を行う。
- 意識がない、重症感のある場合や判断に悩むようであれば⇒現地交通警備隊から直接119番通報する。
- ③ 会場外施設（交通局管理施設）で傷病者発生した際の連絡体制について
- それ以外についても、医療救護にかかる相談のできる、危機管理センターの医療オペレーターとの連絡体制を構築する。
ただし、交通に関する情報のやりとりは来場者輸送情報センターと行う。（通常の指揮命令系統に従う。）
となっています。
- 6ページの会場内での対応要領との違いを確認しておいてください。

ウ 傷病者発見時の応急救護対応(夢洲島内)



※1 「重症感あり」と判断する症状
意識：反応がない・もうろうとしている
(名前言えない・場所がわからない)
呼吸：呼吸をしていない・息苦しそうにしている
循環：冷汗をかいている・出血が多い<顔色が悪い>
症状：危険な兆候がある
(激しい頭痛・突如の胸痛・腹痛・背部痛)
★上記症状が一つでもある場合は「重症感あり」

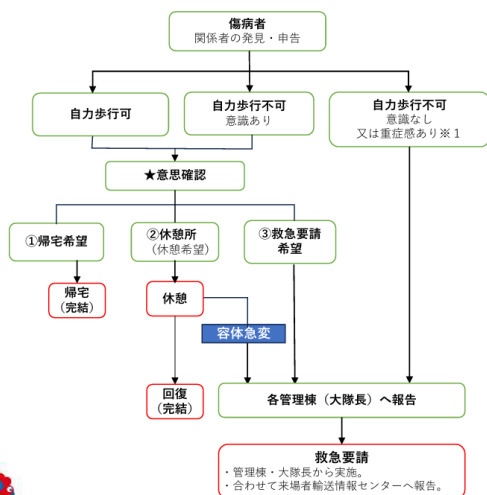
※2 危機管理センター連絡要領
警備員：○○管理棟、交通警備隊○○です。体
調不良で休憩中のお客様が診療所の受診を希望し
ています。お客様は年齢○○歳●性です。電話を
かりますので症状の聞き取りをお願いします。
※当事者と交代する。

提供:2025年日本国際博覧会協会・交通部

9

- 次に、夢洲島内での傷病者発見時の対応フローチャートです。
- 基本的な対応は、前のページの「(2)の万博会場外施設での措置要領」で説明した要領となります。
- フローチャートの上の方に書いてある「自立歩行可能・歩行不可(重症感のない者)」の場合、本人・関係者への意思を行い、休憩所に行くもしくは帰宅する。
- 休憩所へ案内した際は、診療所での受診の有無を確認する。受診を希望した場合は、危機管理センターの医療オペレーターに直接電話し、容態の確認を行う。この際、救急の要請が必要ならば、危機管理センターから119番通報します。
- フローチャートの右側の自力歩行不可の場合と、チャート下の方の意思確認の結果救急要請を希望する場合は、各管理棟(大隊長)に報告し、管理棟・大隊長から119番要請することになります。
- 重症ありと判断する症状は、先ほど出てきた判断基準と同じです。
- 危機管理センターへの連絡要領は、図記載の要領となります。
- 夢洲島内の対応では万博の医療救護施設があるので、傷病者が希望又は症状により万博の診療所で受診できるということです。

エ 傷病者発見時の応急救護対応(尼崎・舞洲・堺 万博P&R駐車場)



※1 「重症感あり」と判断する症状

意識：反応がない・朦朧としている
(名前言えない・場所がわからない)
呼吸：呼吸をしていない・息苦しそうにしている
循環：冷汗をかいている・出血が多い<顔色が悪い>
症状：危険な兆候がある

(激しい頭痛・突如の胸痛・腹痛・背部痛)

★上記症状が一つでもある場合は「重症感あり」

◎休憩所の概要

- ・医師、看護師等の配置なし
- ・備品は、ベット、車いす、救急箱を配置予定

◎警備員への講習

- ・救急法・AED (大阪府警備業協会から事前教養) の受講
- ・応急手当講習 (日本AED財団) の受講

提供:2025年日本国際博覧会協会・交通部

10

- 次は、舞洲・尼崎・堺の万博P&R駐車場と桜島駅シャトルバスターミナルでの傷病者発見時の対応フローチャートです。前のページとは対応が少し違います。
- 前のページの図と比べてみればよくわかりますが、「危機管理センターへの連絡」以下の部分がないということです。
- ただ、8ページの“共通の措置要領”のところに記載がありましたが、医療救護にかかる相談等のために、危機管理センターの医療オペレーターとの連絡体制は、作っておいてほしいということです。

3 応急手当(ファーストエイド)の方法

4 応急手当(心肺蘇生とAED)の実技の展示と説明

資料 「普通救命講習用**テキスト**」 JRC組成ガイドライン2020版
大阪市消防局作成

資料 「普通救命講習**実施の手引き**」 JRC組成ガイドライン2020版
大阪市消防局作成 指導者用

11

- 以上で万博会場内外での対応要領を終わります。
- この説明がおわれば、次は「3 応急手当(ファーストエイド)の方法」ということで講師が変わり、止血などの簡単な救急措置の方法と、「4 応急手当(心肺蘇生とAED)の実技の展示と説明」になります。
- これらの説明が、概ね30分ほどで終わりますので、最初に説明した“班ごと”に分かれていただき、心肺蘇生とAEDの体験実技を行ってください。
- この「3と4の 応急手当」のところでは、お手元の資料「大阪市消防局さん作成にかかると「普通救命講習用テキスト」と「普通救命実施の手引き」を使用します。

各社で教養を行う場合に活用できる資料

大阪府警備業協会ホームページ「大阪・関西万博関連」に以下を掲載

- 配付資料「救急法・救命救護技能研修会」(PDF)
- 外部リンク
 - ・ 「普通救命講習用テキスト」「普通救命講習実施の手引き」
～応急手当普及員による普通救命講習用テキスト(大阪市HP)
- 訓練用機材(心肺蘇生用訓練人形、AEDトレーナー等)貸し出し要領

12

- 私の説明の最後になりますが、本日使用した資料等は画面記載の通り、大阪府警備業協会ホームページの「大阪・関西万博関連」コーナーにアップしてあります。
- 一番下に記載の「訓練用機材貸し出し要領」は、各社で警備員に対する教養・教育を行う際に、本日使用した機材がなければ、大阪府警備業協会に3セットあるものを貸し出しますので、連絡していただけたらと思います。
- また、大阪市内に会社が所在する場合、会社のある区の消防署からも貸し出しできるとのことですので、必要な方はもよりの消防署にお問い合わせいただけたらと思います。
- 以上で、私からの説明は終わりますが、最後に質疑応答の時間も設けますので質問等ある方はその時をお願いします。

以上